

岩手県告示第235号

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号。以下「条例」という。）第16条の3第2項の規定により、リアスハーバ一宮古の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

港湾施設		金 額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに 6,490円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに330円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 3,245円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに165円)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに 3,190円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに154円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 1,595円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに77円)
港湾管理事務所	一般	1時間までごとに 880円	
	生徒及び学生	1時間までごとに 440円	

備考 この表により算定した利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。

2 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日